〔行政コスト計算書関係〕

1　独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	211,471,362,490円
法令に基づく引当金等への繰入	－29,074,339,779円
自己収入等	－164,432,715,157円
国庫納付額	－11,074,488,534円
機会費用	5,797,437,868円
独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	12,687,256,888円

2　機会費用の計上方法

⑴　国又は地方公共団体の財産の無償又は減額された使用料による賃借取引から生ずる機会費用の計算方法

①　地方公共団体から無償貸付を受けている土地に対し、各地方公共団体における算定方式により得た価額を計上しております。

②　国から無償貸付を受けている事業用器具備品等の物品に対し、減価償却を行ったとして得られた当事業年度減価償却費相当額を計上しております。

⑵　政府出資又は地方公共団体出資等から生ずる機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和８年３月末利回りを参考に2.345％で計算しております。

⑶　国からの出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が国に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、給与規則に定める退職給付支給基準等を参考に計算しております。

〔損益計算書関係〕

ファイナンス・リース取引について、当該取引に係る収益化額と、当該取引により計上された固定資産の減価償却費及びリース債務に係る支払利息額との間に差が生じており、当該差額が当事業年度の損益に影響を与えております。当該ファイナンス・リース取引が損益に与える影響額は988,634円であり、当該影響額を除いた当期総利益は9,176,475,190円であります。

〔キャッシュ・フロー計算書関係〕

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

資金の期末残高の貸借対照表科目別内訳

現金及び預金勘定	116,380,758,743円
定期預金	－75,050,000,000円
資金期末残高	41,330,758,743円

〔金融商品関係〕

1　金融商品の状況に関する事項

当センターは、独立行政法人通則法第47条に基づき、預金及び有価証券による短期運用並びに投資有価証券による長期運用を行っております。資金調達については、銀行借入による短期借入及び長期借入を行っております。また、必要に応じてリースを利用することとしております。

2　金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金は注記を省略しており、預金、有価証券（譲渡性預金）、未収金、未払金、短期借入金及び預り金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：円）

	貸借対照表計上額（＊１）	時価（＊１）	差額	備考
長期未払金（＊２）	(6,926,215,452)	(6,549,693,982)	376,521,470	
長期借入金	(27,500,000,000)	(27,424,755,122)	75,244,878	

（＊１）負債に計上されているものについては、(　) で示しております。

（＊２）貸借対照表上、「未払金」に計上されているものが含まれております。

（注１）借入金の貸借対照表日後における返済予定額

（単位：円）

区　分	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
長期借入金	5,500,000,000	22,000,000,000	―	―
計	5,500,000,000	22,000,000,000	―	―

（注２）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

長期未払金

長期未払金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

〔退職給付関係〕

1　採用している退職給付制度の概要

当センターは、役職員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。企業年金基金制度（積立型制度である。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。退職一時金制度（非積立制度である。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。